

#### (4) 年金受給権分割の手続き等

- 合意に基づく分割の仕組みの場合には、離婚当事者間の合意に基づいて社会保険庁が年金受給権分割の手続きを行うこととなる。
  - ・ この場合、離婚当事者は、婚姻期間を証明する書類を社会保険庁に提出することが必要と考えられる。
  - ・ また、離婚当事者間の合意の存在や合意された分割割合等の証明のために、公正証書の提出を求めることが考えられるのではないか。
  
- 請求に基づく分割の仕組みの場合には、裁判所の決定に基づき、社会保険庁が年金受給権分割の手続きを行うこととなるが、その具体的な手続きについては、民事法制上の仕組みとの間で調整、検討が必要である。

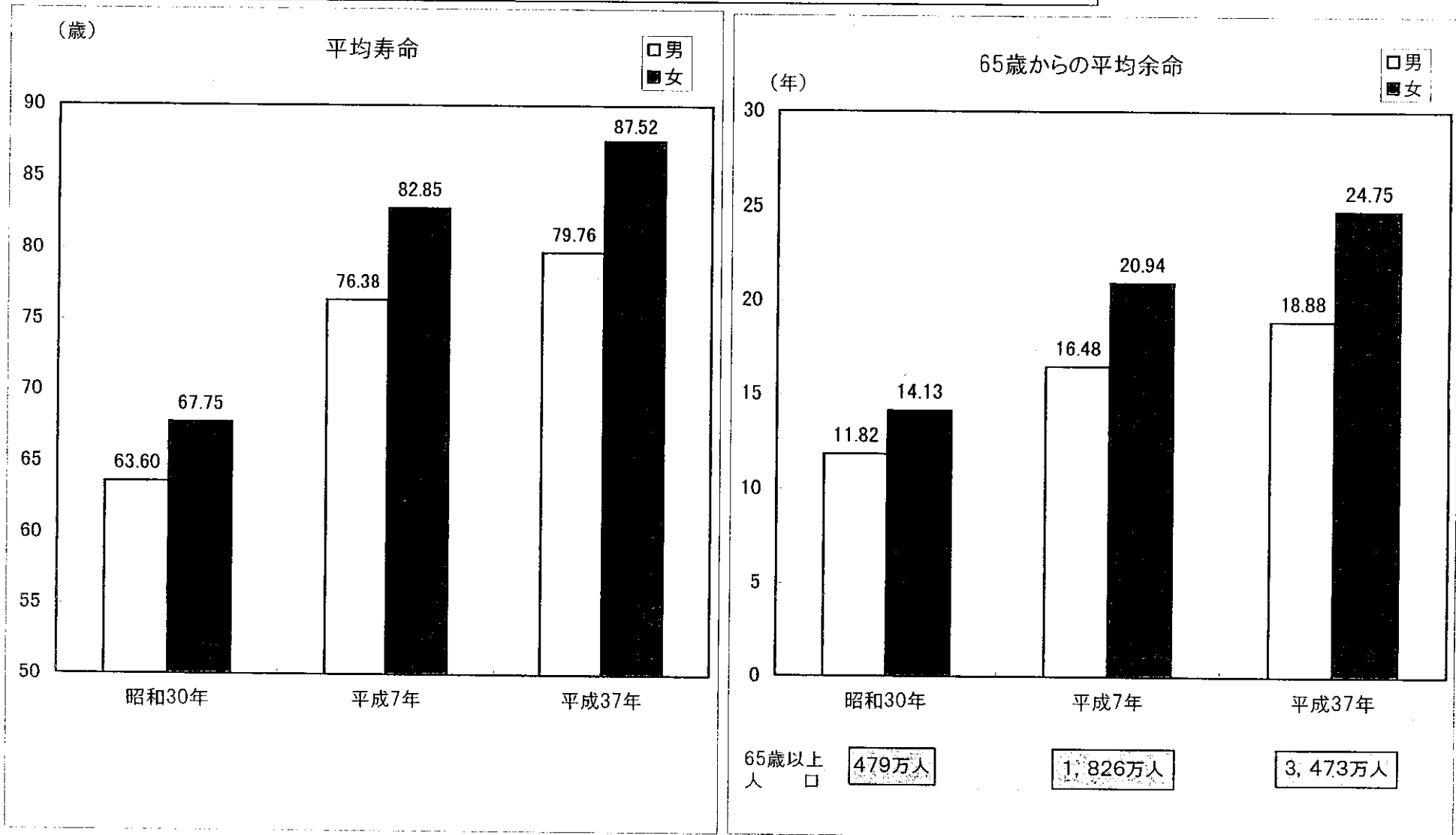
#### (5) 婚姻期間中の年金受給権分割について

- 離婚時の年金受給権分割制度を創設する場合、婚姻継続中の夫婦についても年金受給権分割を認めることについて、その趣旨、必要性等をどう考えるか。
  - ・ カナダやドイツでは、離婚時の年金受給権分割制度をまず創設。イギリスでは、婚姻期間中の年金受給権分割制度は設けられていない。

(図表1)

## 平均寿命等の推移

女性の老後期間は男性に比べて長く、将来に向けてもその傾向は続くことが予想されている。

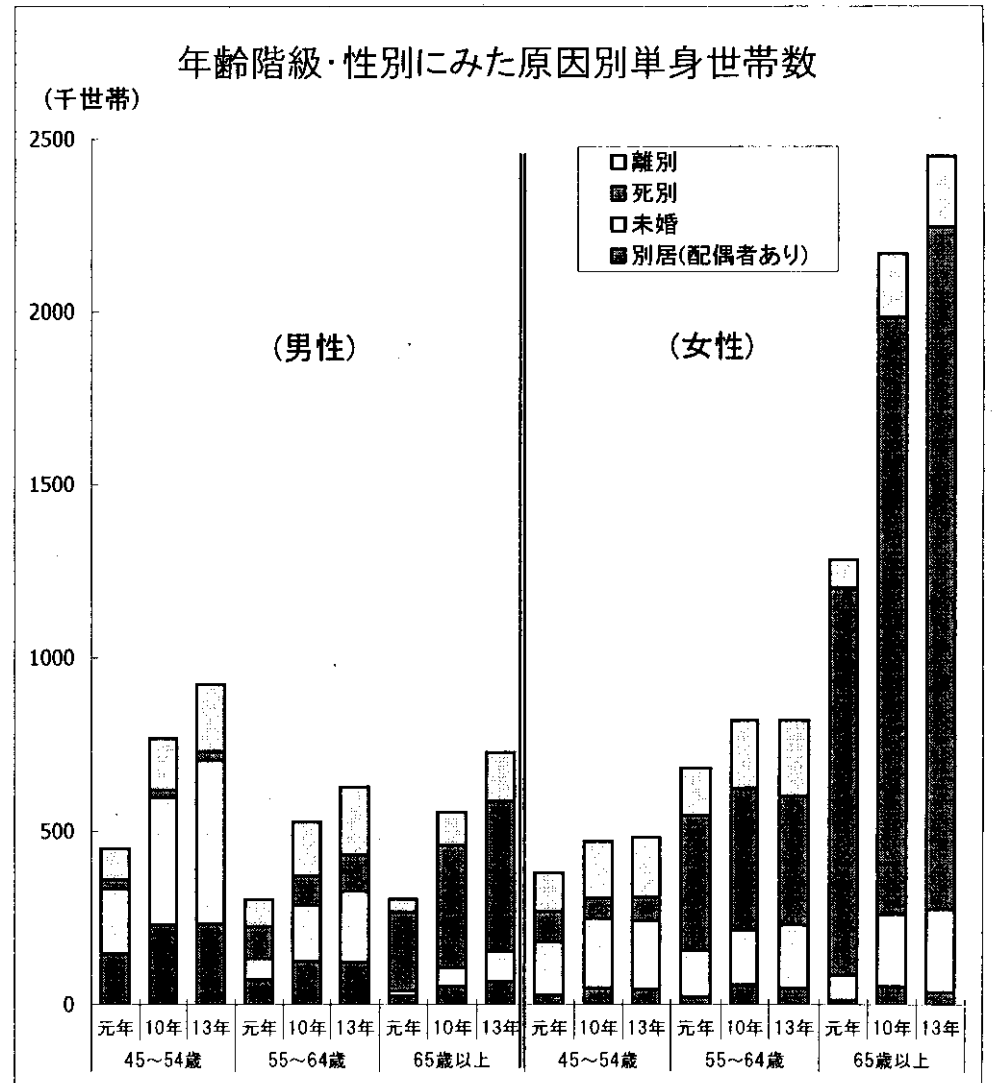
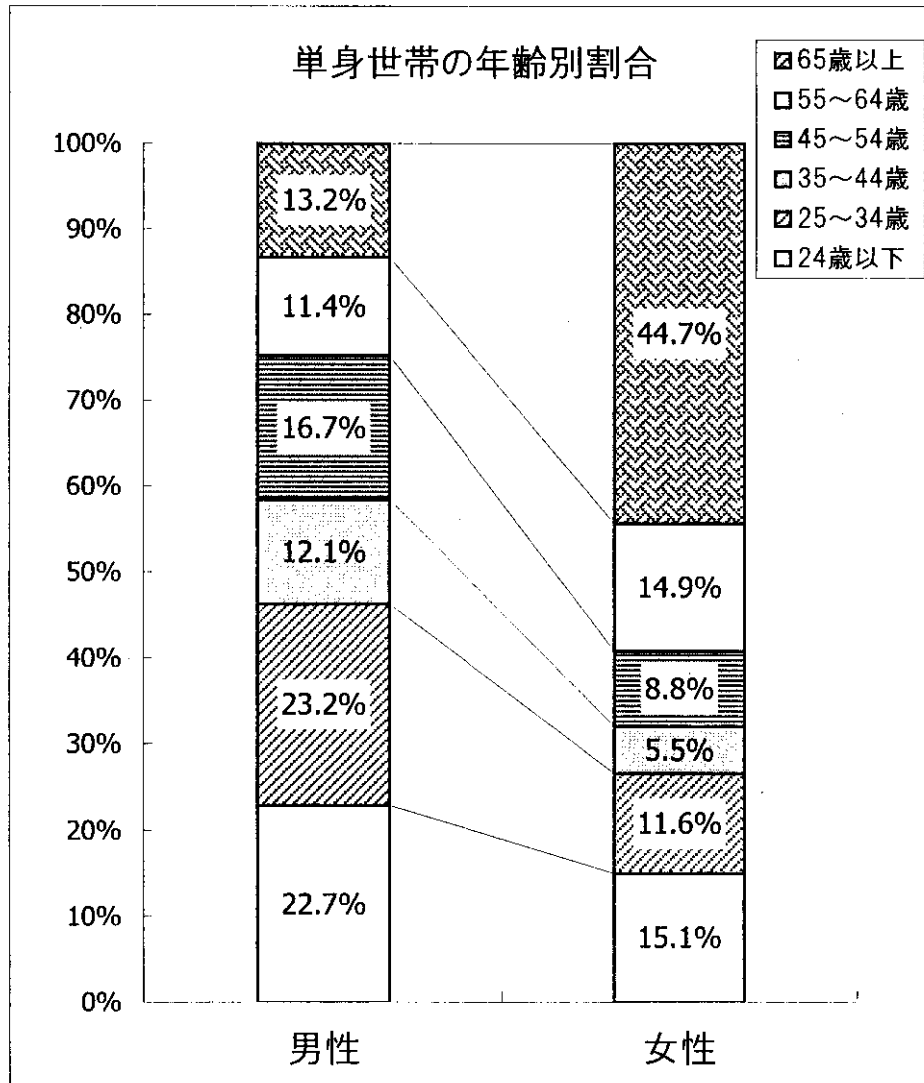


(出典:厚生労働省「完全生命表(第19回)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月))

(図表2)

# 単身世帯の年齢別割合と年齢階級・性別にみた原因別単身世帯数

高齢単身女性の割合は高く、年々その世帯数も増加している。

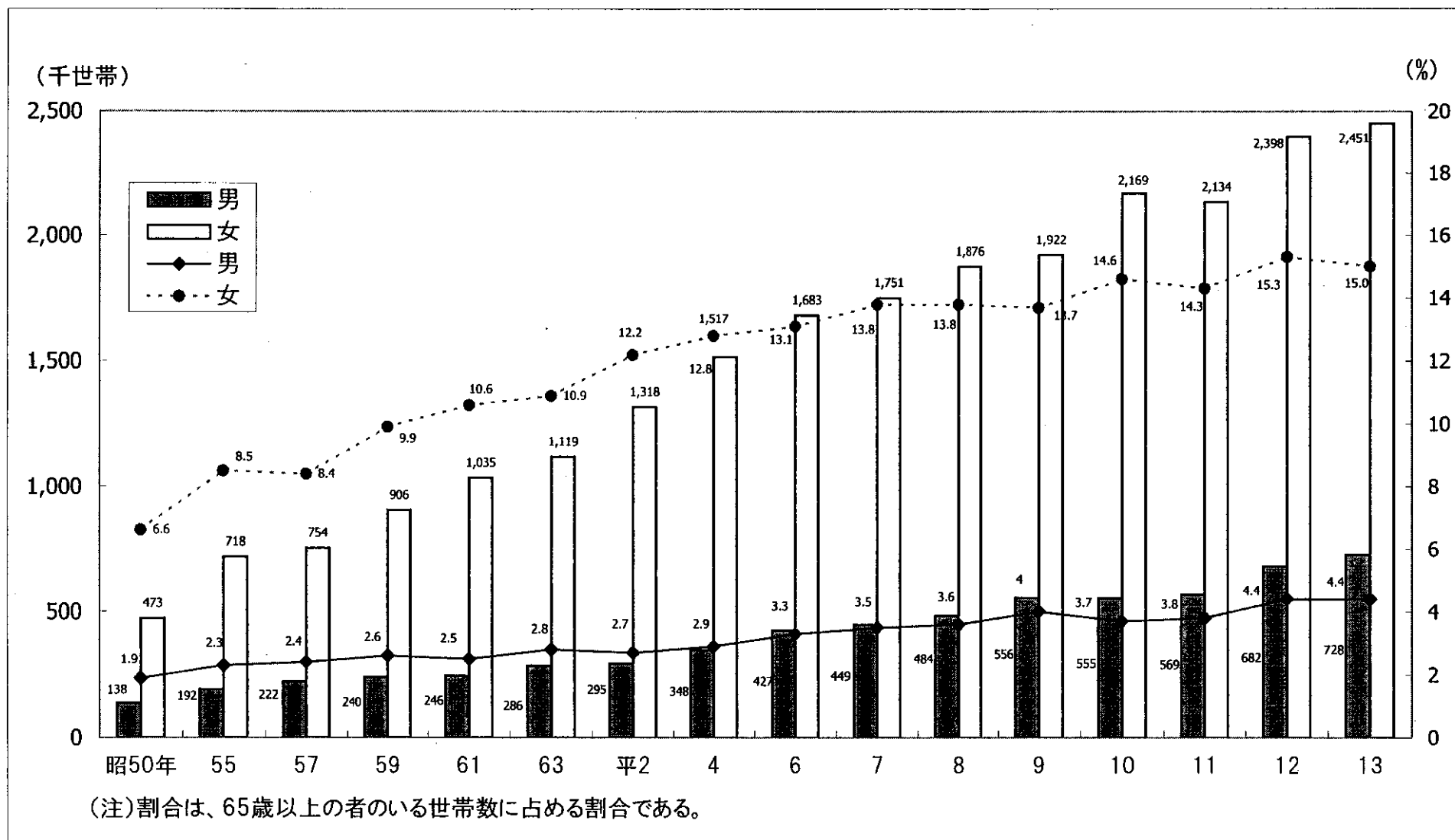


(出典:厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」)

(図表3)

## 男女別65歳以上の単身世帯数及び単身世帯割合の推移

女性の単身世帯数は年々増加し、高齢者(65歳以上)のいる世帯のうち、約15%が女性単身世帯となっている。

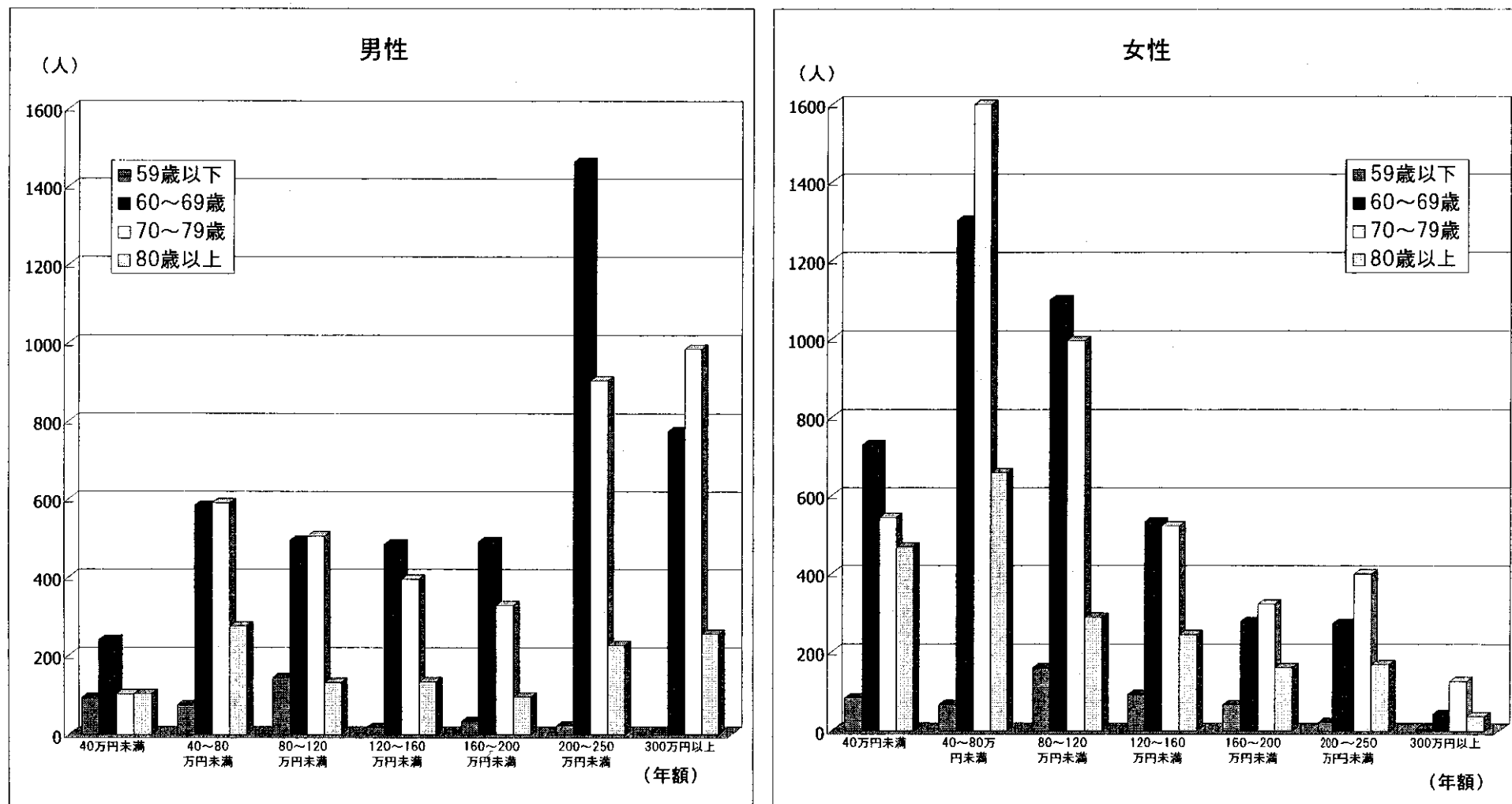


(出典:厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」)

(図表4)

### 公的年金・恩給の年齢別受給額の男女比較

平均的に見た場合、男女間で加入期間や賃金に違いがあることから、男性と比べて、女性が受けとる年金額は低くなっている。



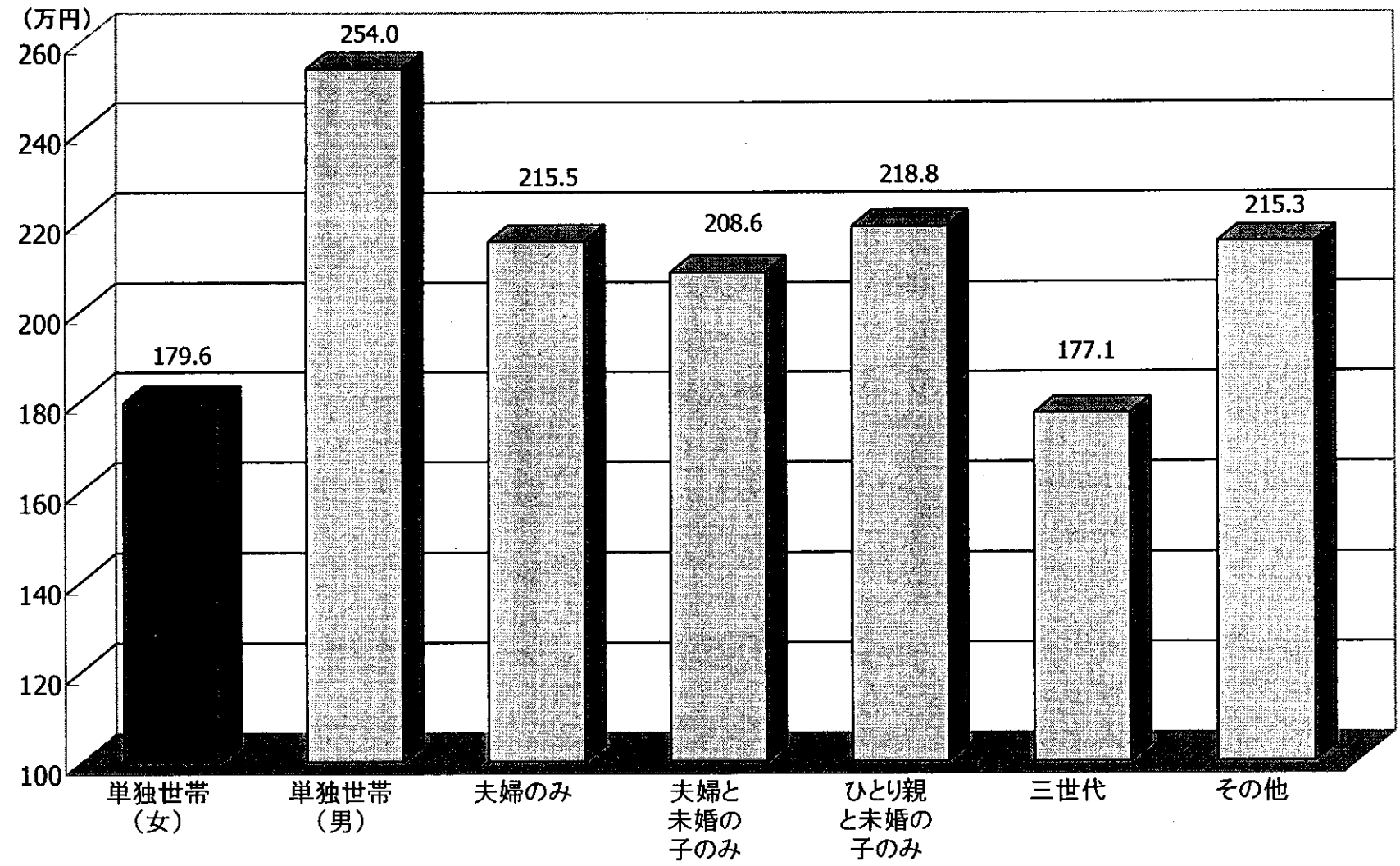
(注) 人員数は、総数10万に対する割合である。

(出典：厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」)

(図表5)

### 65歳以上の者のいる世帯の平均所得金額（年収）

高齢の単身女性の所得水準は、高齢の単身男性や高齢者夫婦等に比べて、低くなっている。



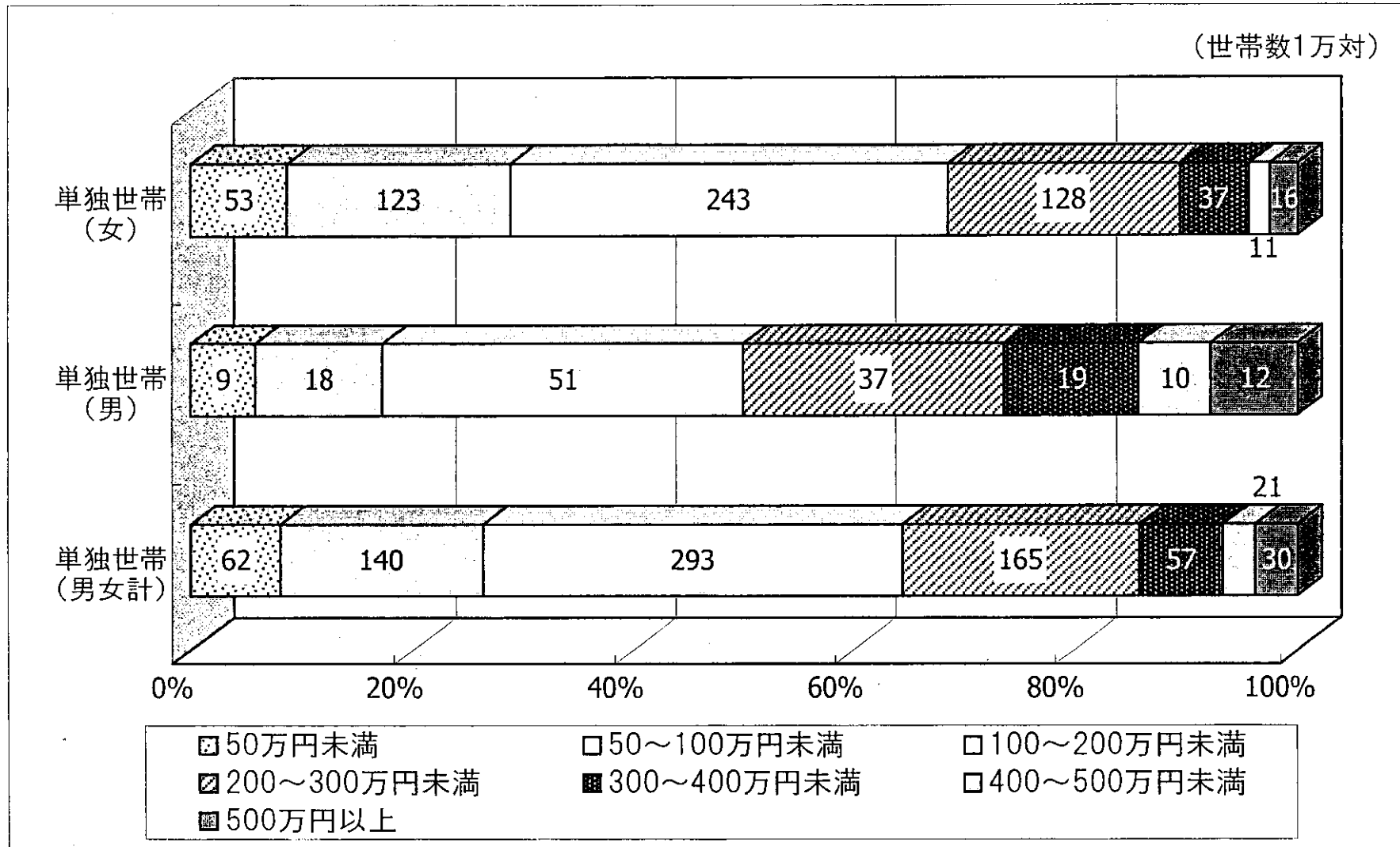
(注)世帯人員1人あたりの平均所得金額を比較したもの  
所得には、稼働所得、公的年金・恩給、財産所得、公的年金以外の  
社会保障給付金、仕送り、その他の所得を含む。

(出典:厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」)

(図表6)

### 65歳以上単身世帯の所得金額（年収）

65歳以上の単身世帯について、男女間で所得金額に大きな差が見られる。



※グラフ内の数字は世帯数1万に対する世帯数である。

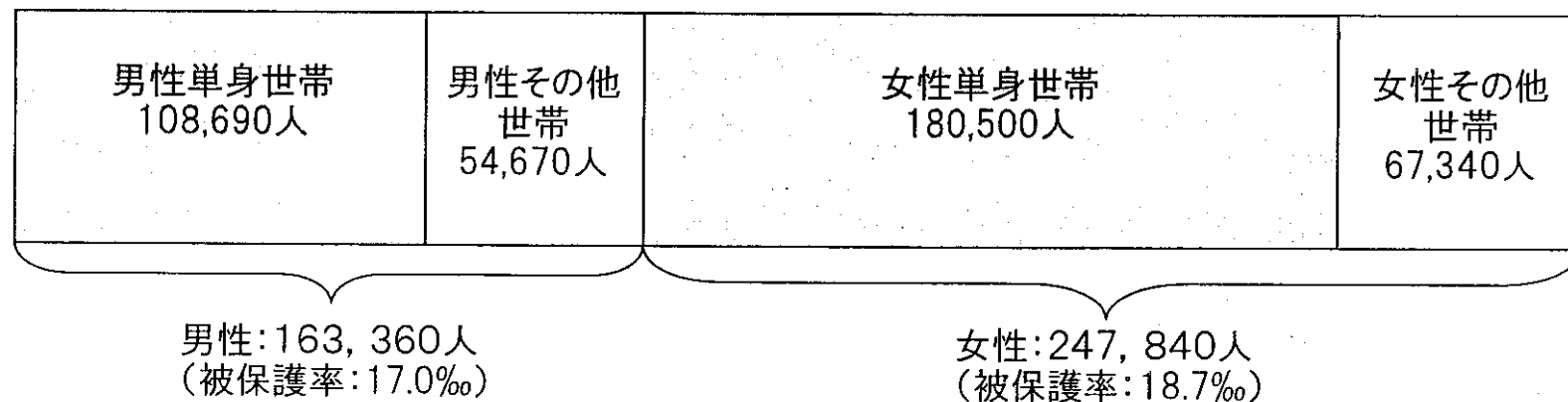
(出典:厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」)

(図表7)

## 高齢者における生活保護適用状況について (平成13年)

女性高齢者(特に単身世帯)に生活保護を適用される者が多い。(22.6%)

○高齢(65歳以上)被保護者数 411,200人



◎被保護者総数に占める  
(1,092,660人)

高齢者の割合 37.6%

女性高齢者の割合 22.6%

単身女性高齢者の割合 16.5%

(出典:厚生労働省「被保護者全国一斉調査13年7月1日現在」等)